

平成23年3月中川村議会定例会議事日程(4)

平成23年3月22日(火) 午後1時30分 開議

出席議員(10名)

- 日程第 1 議案第 3号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 9号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 議案第 18号 平成23年度中川村一般会計予算
- 日程第 7 議案第 19号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 20号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 21号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 10 議案第 22号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 23号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 24号 平成23年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 13 議案第 25号 平成22年度中川村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 14 陳情第 1号 「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の採択を求
める陳情書
- 日程第 15 陳情第 2号 「住宅リフォーム助成制度」創設を求める陳情書
- 日程第 16 陳情第 3号 ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成実施を緊急に
求める陳情書
- 日程第 17 発議第 1号 「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の提出につ
いて
- 日程第 18 発議第 2号 「住宅リフォーム助成制度」創設を求める意見書の提出について
- 日程第 19 発議第 3号 ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種が恒常的に行われるよう予
防接種化を求める意見書の提出について
- 日程第 20 発議第 4号 福島原発事故と原発行政の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続調査について

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 3番 藤川 稔
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝芳
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長 | 曾我 逸郎 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 松村 正明 | 総務課長 | 青木 茂彦 |
| 会計管理者 | 宮澤 学 | 住民税務課長 | 富永 正邦 |
| 保健福祉課長 | 宮下 健彦 | 振興課長 | 北島 眞 |
| 建設水道課長 | 鈴木 勝 | 教育次長 | 玉垣 章司 |
| 総括保育園長 | 米山 秀昭 | 代表監査委員 | 鈴木 信 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 座光寺 真理
書 記 小林 郁子

平成23年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年3月22日 午後1時30分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) そのままでお待ちください。
- 議長 去る3月11日、午後2時46分ころ東北地方太平洋沖で発生しました地震による被害は、想像を絶する規模でありました。被害に遭われました皆様に心よりお悔やみを申し上げます。
- 東日本大震災で被害に遭われた皆様に黙禱をささげたいと思います。その場でご準備をお願いいたします。
- 黙禱。(一同黙禱)
- 終わります。
- 事務局長 ご着席ください。(一同着席)
- 議長 ご参集ご苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1 議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- を議題といたします。
- なお、本案は、去る2日の本会議において提案理由の説明が終了しています。
- これより質疑・討論を行います。
- 質疑・討論はありませんか。
- 9番 (竹沢久美子) 昨年も、この件が出されまして、私はご意見を申し上げたわけですが、今回も、調べてみましたところ、課長の皆さんの給料等もあんまり変わらないような状況になっております。昨年の答弁では、村長は、自分の任期前には、次の方に引き継ぐためにはもとへ戻すが、それまでは継続するというような答弁がございましたが、今もそういうお気持ちでしょうか。
- 村長 前回にも申し上げましたけども、4年ごとというふうな考え方でございましたけども、1年ごとというふうな形での運用というふうなアイデアをいただいたといいますか、議会のほうから、そういうふうな形というものもいただきましたので、最後の1年については、ちょっと、その次の代の方に向けての、少し通常にやや近づける形にしたいと思っておりますが、現況は、この形で、来年度については、いきいたいなど、ご提案のとおりにさせていただきたいと思っております。
- 以上です。
- 議長 ほかに質疑・討論はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 これで質疑・討論を終わります。

- これより採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- 日程第2 議案第4号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- を議題といたします。
- なお、本案も去る2日の本会議において提案理由の説明が終了しております。
- これより質疑・討論を行います。
- 1番 (中塚礼次郎) 私は、国保税の値上げに反対する立場から述べさせていただきたいというふうに思います。
- 政府の一般会計からの国保繰り入れを抑える通達は、住民に対する市町村の負担軽減をやめさせて国民に保険税引き上げか受診抑制かを迫って医療費削減を図ることがねらいであるというふうに思うわけであります。これは住民の命と健康を守る社会保険制度としての公的医療保険を破壊するものにつながるというふうに思うわけでありまして、多くの低所得者が加入する国民健康保険は手厚い国庫負担なしでは成り立たないものです。制度の健全運営と持続性を理由とした国保料の引き上げ、相互扶助と公平性と名ののもとに自己責任と受益者負担を強調して国保加入したばかりに責任を負わせても問題の解決にはならないというふうに思います。無業者や高齢者などの社会的弱者の多くが集まっておる国保加入者のみの助け合いというものは、もともと成立することが困難な構造的な問題を抱えているというふうに思います。低迷する経済環境下のもと、住民の生活はますます厳しさを増すばかりで、無業者や高齢者の多くが加入する国保会計維持のためには、一般会計から繰り入れを実施して住民の暮らしと命を守り、安心して生活できる環境づくりをしていく必要があるというふうに思います。
- また、国保制度の改善のために自治体として国に国保財政への国庫負担を計画的に還元していくことと同時に、高過ぎる国保税をだれでも支払える水準に引き下げていくことを各自治体とともに協力して求めていくべきであるというふうに思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。
- 村長 おっしゃるとおり、今の健康保険制度の全体というのは、大変、壁にぶつかっておるというか、うまく回りにくい状況になっているというふうに考えているところでございます。したがって、国保だけではなくて、トータルな形で健康な暮らしを守る制度というものを国全体として考えていただく必要があるなというところは、考えを一にすることでございます。
- ただ、その一般会計から入れるかどうかについては、一般質問でもご質問いただきましたけども、やっぱり、そこを余りぐちゃぐちゃにというか、境目をなくしてしまうということは、実態の認識というふうなことをみんなで共有して、医療、中川村の中の国保の医療の状況、どれぐらいの医療費がかかっておって、どれぐらいの費用が

行っておるのだということも共有しながら、ただ、その税の仕組み等々の中でですね、いろいろと配慮できるところは配慮し、また、国保税のみならず、全体的な村の税とか、いろんな負担の仕組みの中でですね、負担しにくい人については配慮していくというふうなことをしていきたいなというふうに考えるところでございます。

議員の皆さん方とも声を合わせて、国保税のあり方、さらには健康保険、健康を維持するための医療行政のあり方について、ともに声を上げていきたいなというふうに思うところでございます。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑・討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
日程第3 議案第5号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定
について
を議題といたします。
なお、本案も去る2日の本会議において提案理由の説明が終了しております。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑、討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第4 議案第6号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
を議題といたします。
なお、本案も去る2日の本会議において提案理由の説明が終了しております。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
を議題といたします。
なお、本案も去る2日の本会議において提案理由の説明が終了しています。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第18号 平成23年度中川村一般会計予算
を議題といたします。
本案は去る2日の本会議において総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託してあります。
各常任委員長より審査結果の報告を求めます。
なお、報告は総括的な内容報告としていただき、細部については質問等によりお答えいただくようお願いいたします。
まず、総務経済委員長の報告を求めます。

○総務経済委員長 3月2日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました議案第18号平成23年度中川村一般会計予算のうち総務経済委員会が所管する予算の審査を、去る3月14、15、16日の3日間、役場第1委員会室において全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め慎重に審査をいたしました。
結果は、全員の賛成により原案可決です。
審査の過程で出された意見等は次のとおりです。
「総務課関係では、車両購入が計画されているが」ということで、「公用車のロゴの統一を考え、美しい村連合のロゴを入れてはどうか。」というような質問が出されました。これに対し「大鹿村ではマグネット式の物も使用しているが、予算的にも高いし、村外へ出るとは少ない。案内板の統一も含め、美しい村連合に関することは、今後立ち上げ予定の新組織で検討する。」ということでした。
また、「文書広報費で緊急雇用創出事業で例規点検、文書事務引継作成の臨時職員の賃金が計上されているが、庁内職員で対応ができないか。」というようなご意見がありました。「例規は村の法律であり、係長以上で、かつ経験がなければできない。国の法改正などで改正すべき点など、点検、見直しをしてもらおう。また、文書事務手引書も作成する。庁内での職員体制では無理だということ、国の臨時交付金で対応し、この機会にきちんと整備する。」ということでもございました。
また、細かいことですが、「文書データ管理が電子データ化はできないか。」というようなご意見には「行政は、まだ決済、回覧は紙データであるということ、今の時

点では、ちょっとできない。」ということです。

また、交通防災の中では、「今度、村内の防犯灯のLED化に伴い緊急雇用の臨時職員が設置場所の調査を行うが、設置に対し地区との協議も必要。」との意見がありました。「台帳で設置場所がわかるので適正な配置ができると思う。」という答弁です。

また、「耐震診断で結果と対応がどのように進んでいるか。」ということについては「診断の結果、耐震改修補助金にも基準があり、なかなか踏み切れないでいる。」ということで、「現在、利用者は2戸。」とのことです。「今回の東日本大震災の経過からも、積極的に耐震診断をし、また、防災計画上、実態調査も必要ではないか。」というご意見がありました。

広報の中では、「新クライアントシステムの補修業務の対応は。」ということで、「システム導入時に入札はするが、保守業務は導入会社に任せざるを得ない。」ということでした。

また、財政係では「地方交付税の減額要因は何か。」ということでありまして、「2010年の10月国勢調査による人口減が主な要因として考えられる。」

また、「牧ヶ原開田組合の負担金は、ずっと継続か。土地利用の考えはどうか。」ということに対しては「組合は継続の意向であり、企画で23、24年度は土地利用計画を検討するが、農地として残すため補助金を出してきたという経過もあり、住宅地としての利用も増えているので県にも相談したが「農振除外は難しいのでは。」という回答だった。」そうです。

それから、「振替手数料など、」会計室の関係ですが、「値上げの要望はないか。」ということですが「今のところ特にないが、八十二銀行とはデータ伝送ができるようになった。契約料が要るが安全面から考えるとよい。」ということで、「JAもできるか、今後検討する。」ということです。

議会事務局については、共済費の伸びが、平成23年6月、議員年金制度廃止に伴う増額がされておりますが、平成22年が386万3,000円でしたが平成23年は1,926万6,000円と4.98倍になっております。

また、大きいことでは、本年は県会議員選挙が実施されるので、その関係予算が計上されております。

続いて住民税務課関係ですが、「個人村民税は、昨今の経済状況を踏まえ、前年比95%、1億6,600万円と見込んだ。」とのことです。

それから、あと、公的個人認証用の端末のかぎペア等の説明もありました。

上伊那広域連合の負担金増は、施設管理運営費として修繕費と新ごみ施設の環境アセスが始まったためだということです。今後、25年ごろまでかけてアセスを行い、26年に用地買収、稼働まで数年かかるのではという見通しです。

県の地方税共同化事業が始まります。滞納整理機構のことですが、「スタートするのはどのくらいの規模になるのか。」という質問がありました。「全県では約1,000件を見込んでいますが、村は1件、22万円計上されております。均等割5万円の件数割17万円。」ということです。「こうしたものを出しても住民に対する無理な対応はしない。」

との課長の答弁でした。

続いて振興課関係ですが、大ざっぱな事業の概要の説明がございました。主なものは、「国の米政策が畑作も含めた農業者戸別所得補償制度となるということ。また、新規事業として農振地域の総合見直しを行う。大草北部、南陽、桑原地区の鳥獣被害の緊急総合対策事業が本年は実施される。また、新規として凍霜害の資材補助事業が、20%補助ですが、新設されるということ。あと、県営農地防災事業、七久保、片桐が最終年度に入っている。それから、森林整備の補助体系の変更がある。」というようなことでした。

そうした中で、空き民家のことが、質問がいつも出るのですが、「村で買い取りの考えはないか。」っていうような質問がございました。「村でも2～3年に1回、総代さんを通じて状況を把握しており、それで申告された分が20件ぐらいですが、居住していない物は70件近くあるのではないかと担当は見ております。そうした中で、希望者は相当数おり、紹介も非常に多いんですが、なかなか貸してくださる方がなくて実現はしていない。」ということ。

それから、農産加工施設、これ、管理委託っていうことで、1年目で天の中川加工組合つくっちゃオが委託を受けているわけですけど、「初年度は施設使用料など売り上げがクリアできるのか。」という質問がございました。それと、また「農産加工指導研究事業の人件費は外部からか。」という質問もございました。こうした中で、「22年の5月22日にオープンして、今年5月で2年目を迎えるわけで、初年度は機械操作などでロスも出たが、2月末の収支も黒字であり、指定管理を受ける組合として実績の上がる運営を期待する。」との答弁でした。また、「緊急雇用の人件費は組合内部からの登用。」とのことです。

建設水道課につきましては、チャオ周辺の整備が完了し、平成22年度から継続事業の道路、新設、改良、過疎債対応4路線、辺地債に2路線、それから坂戸公園整備、また、新たに中田島の村営住宅の事業が着手されており、それに関連する費用が計上されております。

そうした中で、「中田島の住宅については、公有財産購入費と委託料の工事請負費は別か。」という質問がございました。これについては「購入費は1棟10戸分、それから請負費は住宅建設に伴う給水管取り出しなどの外部の事業である。また、下水道事業費は別である。」ということです。

それと、「合併浄化槽の法定点検が年1回ということで行われているわけですが、業者の維持管理の関係はどうなっているのか。」という質問がございました。この件については「設置許可のとき義務づけられている法律の中の基準であり、検査を受けていただかなければしょうがない。」ということです。「県も、当初は、管理業務などに当たっていて、なかなか人的な余裕もなくて検査ができないでいたが、今後は検査がされるようになってくると思うし、また、共同のところなどは、もう既に検査を実施している。」ということで、「浄化槽組合のチラシなどでもPRをしていく。」ということでした。

○議長
○厚生文教委員長

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

次に厚生文教委員長の報告を求めます。

それでは報告をいたします。

去る3月2日、議会本会議において当厚生文教委員会に付託をされました議案第18号 平成23年度一般会計予算のうち、保健福祉課と教育委員会に関する予算について、去る3月の7日の日に役場第2委員会室において委員全員のもとに関係課長、次長、係長、保育園の統括園長の出席を求めて慎重な審査を行いました。

審査の結果は、可決、承認であります。

それでは、以下、一般会計予算に関する審査の過程で出された意見などについて報告をいたします。

まず、保健福祉課福祉係の関係であります。新規の養護施設みすず寮は、中川村で5名までが入居可能ということであります。施設負担金は20年償還と、こうすることで、過疎対策事業が利きますので過疎債から支払い、償還の7割が交付税の算定で有利ということで、その方向で進めていくという説明がありました。

次に、児童発達支援施設つくし園は、中川村から3名が利用できる、利用率負担と、負担はそういうことになります。

児童デイサービスは発達障害児の訓練で5名を想定しているということであります。

結婚相談所の関係であります。現状、委員は10人で、22年度、前年は2件が成立をしたという報告がありました。

民生委員は、年々仕事量も増え、委員に選出といたしますか、その仕事量が大変増えているということで、委員選出、なかなか厳しいと、そういう状況だというご説明がありました。

次に、憩いの家の業務用エコキュートリース契約は、あと6年、その契約が残っております。効果性については、前回、そういうふうな、いろいろと関心が高いわけですが、結果的には、入客数が多くなれば、それは解消できると、こうすることで、望岳荘も大いに努力をしていただくというのが、改善策といたしますか、ということの発言がありました。

この設備利用、エコキュートの関係は、この憩いの家だけでなく望岳荘にも連結がしてあるということで、そういう説明がありました。

また、「この介護養護施設という多面な部分に、もっとこのふろの活用を、有効に生かす。」ということでの提案がありました。「幅広いサービススタイル、今後、研究、工夫をすることが大事ではないか。」という意見が出ております。

保育料の滞納者の確認であります。2名という数字でありました。「これにつきましては、何といたしますか、極端な請求っていうか、今の時代の中では大変厳しいものが予想されますので、そうしたものを配慮をしながら解決をしていくと、消化をしていくということが大事だ。」という、そういう意見も出ました。

次に保健センターの関係であります。

がんの初期予防、早期発見には有利な治療制度があり、子宮頸がんの無料のクーポン券を配るということをしておりますが、受診する人は3割に満たないという大変少ない数字が現実にあります。20代では1人ということ、大変少ないと、「PRあるいは受診率を高める工夫というもの、これが大変重要ではないか。」と、それから「40代～60代の受診の推進をしていくこと、これも、やはり、ちょっと落ちておりますので、積極的に推進をする。」と、「そうしたらどうか。」という要望がありました。意見がありました。

また、ワクチンに関心があっても、なかなか受けないという現況から、「学校だとか、あるいはPTA、そうした連携を密にして、できるだけ、そういう効果性といえますか、そういう制度がありますので、有効に生かすように。」という意見、提案がありました。

20代の昨年の子宮頸がん検診者、数は2人と、これも、なかなか少ない数字であります。

次に医療費の上昇について、この国保につきましても、なかなか金額が上昇しているわけですが、「何が原因で、どんな予防が考えられるか、1年に一度、医療費統計の分析をしてみたらどうか。」というような意見が出されました。「家族っていいですか、遺伝だとか、あるいは食料の関係、食事、それから生活習慣、定期的健診の継続、健診への無関心、そうしたものを、さらに、やはり高めていくと、そういうことには、微細な、そうした取り組みが必要ではないか。努力しなければならない。」と、こういう意見が出されました。

新型インフルエンザ接種料金が上伊那、下伊那で異なっているわけがあります。少しばかりではなくて結構な差があるわけがあります。そこで、下伊那の方たちが、この上伊那に来られるというような例もあるようではありますが、「これはどういうことか。」という質問に「開業医によって料金が異なる。」と、違うんだという説明がありました。

次に保育所費の関係であります。

次年度、保育士は、片桐・南向保育所が正規職員8人、臨時4人体制で、栄養士は正規職員が各1人、1人、片桐、南向に入ります。「時間外要員含め、全員で万全な保育に当たっていく。」とのことでありました。

次に、男子職員、保育園にも男子職員がおられますが、「トイレなどの改善は徐々にということで進めております。今年は南向保育園にトイレをつける予定である。」と、こういうことでありました。

次に保健係の関係であります。

片桐診療所などに太陽光発電、施工をされますが、「太陽光発電施設、それからLED化については、CO₂削減の効果性や、今回のこの地震などでの節電対応、そういうことの重要性からも、今後の一般家庭への普及推進についての研究が必要ではないか。」という意見が出されました。

次に教育委員会、総務学校係の関係であります。

「水曜日の放課後子ども教室、この利用、参加児童は、西が3人、東が32人という数字であります。」という説明がありました。

「教員住宅は、実質、利用されている数字が2人ということで、極めて利用が少ない。一般入居者入居の対応をもっと考える必要があるのではないかと、有効に施設を生かすと、そういうことの見解が出されました。

社会教育関係では、「住民サービスや健康管理などから、この照明、電気代に過疎債を生かして太陽光発電を検討してみてもは。」との提案がありました。

次に三六災害特別展展示のことではありますが、「予算がちょっと少ない。」という意見も出され、しかし、中川村にとりましては、三六災害というもの大きな体験と、そしてまた、過去を解析し、将来においても、こうしたものをという部分におきましては、こうした催しを有効に生かすということで、積極的に効果のある努力を望む発言、意見が出されました。そして、「そういう呼びかけというものも、ただ、やるという形ではなくて、前向きに考えることが必要ではないか。」と、こういうことあります。

歴史民俗資料館の火曜日、木曜日という、これが開館日でありますけれど、まことに、その日が少ないということで、「施設を活用するに、なかなか無理がある。」と、「費用対効果、そういうものだけでなく、施設の成果があらわれるという工夫をもっと考えることが必要ではないか。」と、そういう指摘の意見が出されました。

それから、スポーツクラブのけがへの心配の発言の中におきましては「指導員等々、そうした対応にスポーツ安全保険を独自に活用している。」と、こういうことあります。

テニスコートの照明代であります、村内というよりも村外の利用者が多いということあります。その料金も、倍額支払いと、そういうことで、使用実態は13万2,000円、数字は、こういう数字でありますけれども、相当外部から、こうした村内の施設を有効に利用していただけたということは、ほかの施設に関しましても、つながる、大変うれしいし、こういうことを大事にしていくことが必要じゃないかと、そういうことで、そういう数字が示されました。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

○8番 (柳生 仁) ただいま、るる委員長報告ありまして、スポーツ少年クラブのことで、今、ありましたんで伺いますけれども、昨今、全国的に、スポーツをやっておってけがをして、その指導者が、その落ち度があつたんじゃないかという事で大きな訴訟が出ております。これは、そのとき対応する先生方、本当に自分の生涯が終わってしまうんじゃないかというような膨大な訴訟がありまして、教育は何だっということがうかがわれておりますけれども、この少年クラブの、この万が一のときの対応はどうなっているかお伺いします。

○厚生文教委員 先ほどご報告いたしましたように、参加者、それから指導員、そうした関係が、非常のといえますか、事故が起きると、こういうことの対応、確かなものかという、そういうお話、また、議論も出ました。指導員の方、あるいは参加する人も、それぞれに、そういうことのないように、配慮というものはですね、個人でなくての対応もされていると、そういうことが説明で示されておりましたけれども、今、お話のありましたように、やはり、どういうことが発生するかわかりませんし、その件については、十分な配慮を、今、言われたような、さらにの配慮というものは大事かと思えますけれども、そんなことあります。

○議長 長 ほか質疑ありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
まず原案の反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成の方の発言を許します。

○5番 (村田 豊) 23年度予算について賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

2日から始まった本会議上程の中で、それぞれ内容を細かくお聞きをした経過もありますし、また、委員会の中では細部にわたって説明をいただきました。

特に、全般にわたって前年度決算の中で内容が精査をされて予算の組み立てがされたというふうに感じております。

ただ、中には、実施する中で追加補正等が組まれておりますけれども、補助事業等でどうしてもというような、補助金対に必要な場合は仕方がないというふうに思いますけれども、今年度の予算を実行するに当たっては、安易な追加補正というようなことについては改善をしていってもらいたいというふうに思います。

それから、予算全体の中で過疎債の活用が非常に23年度は多くなってきております。住民の皆さんから要望されておられる内容が、具体的にハード部分、道路等を含めてできるということであるわけですので、また、ソフト事業も幅広く盛り込みがされておりますので、大変、この過疎債を取り入れていけることはありがたいことだなというふうに思います。ただ、職員の皆さんには、部署によっては通常業務より非常に多いような、業務量が増える部署があると思います。忙しくはなるとは思いますけれども、的確な取り組みをお願いをしたいと思います。

以上のような要望的なものを含めて賛成討論といたします。

○議長 長 ほか賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで賛成討論を終わります。

以上で討論を終わります。
これより採決を行います。
なお、これより行う各新年度予算の採決は起立によって行います。
議案第 18 号に対する各委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長

[賛成者挙手]
全員起立です。よって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。
着席ください。(一同着席)
日程第 7 議案第 19 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 8 議案第 20 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計予算

及び

日程第 9 議案第 21 号 平成 23 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
の 3 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長

それでは審査結果をご報告申し上げます。
去る 3 月 2 日、議会本議会において当厚生文教委員会に付託をされました議案第 19 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、3 月 15 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、全員賛成で可決、承認であります。
審査の過程で出されました意見等について報告いたします。
総務費、連合会負担金の大幅減額理由の問いには「県のシステム改修の関係で全国対応となるため。」とのことであります。

「今回の震災で国庫補助金が減る可能性はないか。」との問いに「特別調整交付金は減額の可能性もあり得る。」と、こういうことであります。

国民健康事業の総額は 4 億 6,750 万円で、対前年度比 16.9%の増となり、医療費の値上がり、入院率の伸びなどから、全員、値上げやむなしの意見でしたが、村民への国保税改定への理解、PR に努め、医療費が今後に拡大しないように早期治療、早期診療を推し進める意見がありました。

冒頭の審査の結果は、全員賛成で可決、承認ということであります。

以上、報告であります。
よろしく願います。ご審議。

2 つ目であります。
委員長報告。

平成 23 年 3 月定例会、厚生文教委員会ということで、去る 3 月 2 日、議会本議会におきまして当厚生文教委員会に付託されました議案第 20 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計予算について、3 月 15 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査を行いました。

審査の結果は、全員賛成で可決、承認であります。
審査の過程について報告をいたします。

「グループホームなどの施設改善から、ふろの個別利用などで、水道、電気など、公共料金加算が予想されるが、給付費などでの支援は考えられないか。」の問いに「今は、その段階ではない。」ということでありました。

なお、今年度は、第 4 期介護保険事業計画、料金見直し期間であります。その最終年度に当たります。

次に、去る 3 月 2 日に議会本議会において当厚生文教委員会に付託されました議案第 21 号 平成 23 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3 月 15 日、役場第 2 委員会室において委員全員出席のもとに慎重に審査を行いました。

審査の結果は、全員賛成で可決、承認です。

審査の過程について報告いたします。

予算総額が 4,082 万円、前年度対比 35 万円の 1%増は、被保険者が増えているため、歳入のうち一般会計からの繰入金は 1,289 万円で、歳入全体の 31.6%となり、「もろ手を挙げての賛成ではない。」という意見もありましたが、結果として全員賛成で可決、承認となりました。

以上、ご審議をよろしく願います。

[「議長。休憩をお願いします。ちょっと、ちょっと間違いがあるかもしれない。確認したいので」と呼ぶ者あり]

○議長

暫時休憩いたします。
[午後 1 4 時 2 3 分 休憩]
[午後 1 4 時 2 4 分 再開]

○議長

会議を再開いたします。
[議会運営委員長 挙手]

○議会運営委員長

今の委員長の報告の中に関違いがございましたので、改めて訂正をするように言いましたので、よろしく願います。

これ、委員長のほうからでいいんですね。訂正。

○厚生文教委員長

[厚生文教委員長 挙手]
申しわけありません。訂正をさせていただきます。
議案第 19 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、この件につきまして審査の結果は、賛成多数、可決、承認であります。

よろしく願います。

訂正させていただきます。

失礼しました。

○議長

先ほど発言の際に、そういう申し込みというか、発言がありましたけど、言い直しの訂正がありましたので、そういうふうには承知をしておりましたが、今の部分、訂正をいたします。

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 まず、議案第 19 号の採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議長 起立多数です。よって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 ご着席ください。(一同着席)
 次に、議案第 20 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議長 全員起立です。よって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 着席ください。(一同着席)
 次に、議案第 21 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議長 全員起立です。よって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 着席願います。(一同着席)
 日程第 10 議案第 22 号 平成 23 年度中川村公共下水道事業特別会計予算
 及び
 日程第 11 議案第 23 号 平成 23 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
 の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。
 本案は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長 3 月 2 日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました議案第 22 号
 平成 23 年度中川村公共下水道事業特別会計予算及び議案第 23 号 平成 23 年度中川村
 農業集落排水事業特別会計予算についての審査を、去る 3 月 14 日、役場第 1 委員会室
 において、全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

結果は、全員の賛成により原案可決です。
 内容につきまして、両会計とも維持管理中心の予算となっており、一般会計からの
 繰入金も前年度より公共で 440 万円、農集で 100 万円の減額になっている、なお、起
 債償還は平成 20 年がピークであるとのことでした。
 審査の中で出された意見は次のとおりです。
 「備品購入費の中でリース車両 1 万 1,000 円とあるが、どういう車か。」とのことで
 すが「リースの 5 年を経過し、ここ価格で売却してもらえる。」ということです。
 また、工事請負費の内容については、大草処理施設には汚泥攪拌機がないので、そ
 の設置工事費とのことでした。
 また、「農集のほうでのコンポスト処理後の製品の処分はどうなっているのか。」と
 いうことですが「原則、発生者に戻すということだが、現在は希望者に無料で出して
 いる。」とのことでした。
 「施設管理で環境整備に地区の力を借りることは考えないか。」との質問がございま
 した。「現在、年 5 回、草刈りを委託しているが、地区や処理組合が管理することで負
 担金に跳ね返ることになって困る。」とのことで「現状を維持する。」とのことでした。
 なお、「地域の皆さんが花を植えたり、そんなようなことをしてくださることは、やぶ
 さかではない。」という答弁でした。
 以上、審査報告とさせていただきます。
 よろしく議審議をお願いいたします。
 ○議長 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 これより討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 まず、議案第 22 号の採決を行います。
 本案に対する委員長の報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
 [賛成者起立]
 ○議長 全員起立です。よって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。
 ご着席ください。(一同着席)
 次に、議案第 23 号の採決を行います。
 本案に対する委員長報告は可決です。
 本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。
着席願います。(一同着席)

日程第 12 議案第 24 号 平成 23 年度中川村水道事業会計予算
を議題といたします。

本案は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 3月2日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました議案第 24 号
平成 23 年度中川村水道事業会計予算の審査を、去る 3 月 14 日、役場第 1 委員会室に
おいて全委員出席のもと、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。
結果は、全員の賛成により原案可決です。

給水収益を使用水量の減少と見込み、昨年より 100 万円減の 8,400 万円としており
ます。

また、資本的収支の不足額 3,478 万 6,000 円は当年度の損益勘定留保資金などで補
てんするとなっております。

審査の中で出された意見は、「新規加入に 10 件の内容は。」ということで「村営住宅
10 件、一般 10 件を予定している。」とのことです。クラインガルデンでは、契機は 1
件として扱われております。

また、「給水工事負担金の遠距離負担金の該当者は現在いるのか。」という質問に対
しては「現在は、いない。」とのことでした。

昨年より給水件数が 6 件ほど減っておりますが、円滑な水道事業運営ができること
を期待しております。

以上、報告とさせていただきます。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

ご着席ください。(一同着席)

日程第 13 議案第 25 号 平成 22 年度中川村一般会計補正予算 (第 7 号)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第 25 号 平成 22 年度中川村一般会計補正予算 (第 7 号) についてお願いをい
たします。
第 1 条にございますように、歳出予算の款、項の補正につきまして、第 1 表 歳出
予算補正によることとしたいとするものであります。

今回の補正は、3 月 11 日に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災地への義
援金として寄附をするための補正であります。

歳入はございませんので、歳出のみの補正でありまして、3 ページをごらんいただ
きたいと思いますが、総務費の一般管理費に寄附金として 500 万円を計上いたしまし
た。このための財源として、4 ページにありますように予備費を減額して充てるもの
であります。

今回の地震被害が極めて甚大なることを憂慮して、全国町村会から被災された各県
町村会及び各市町村に対する救援、救護及び復旧、復興への支援、協力依頼を踏まえ
た長野県町村会からの依頼に基づくものであります。

金額につきましては、村の考えとして提案させていただきます。
長野県町村会が取りまとめ、全国町村会を通じて各県町村会へ町村の被害状況に応
じて贈呈されることとなっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。

○7 番 (湯澤 賢一) まず、最初に、質問に先立ちまして、東日本大震災、いろいろ言い
方があるようですが、の犠牲になられました命を落とされた本当にたくさんの皆様方
のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた東日本各地の地方の皆さんに心よ
りお見舞い申し上げます。

巨大地震と大津波に襲われたこのたびの東日本の災害の被害は、発生から 10 数日経
過する今でも、この情報が、本当に高度に発達した日本においてさえも、まだ、その
全体像がつかめないほど想像を絶する大規模なものであります。その惨状は、皆様方、
ご存じのとおりであります。

中川村は、発生の翌日には、毛布を 300 枚、被災地に運びました。
また、本日、村としての義援金を村の人口 1 人当たり 1,000 円に当たる総額 500 万
円を一般会計から拠出したいという補正予算の議案が本会議に上程されております。
そうした中川村の対応は、議員といたしましても、また、何よりも中川村村民とい
たしましても、本当に誇りに思い、賛成するところではありますが、多くの村民からの
「何かできることないか。」と、たくさんの声が寄せられております。阪神大震災の
折には、里親制度や移住者の受け入れ、職員の派遣などが、議会から、当時、行われ

ましたが、臨時議会における緊急質問として提案されました。当時の村といたしましては、孤児の里親制度の難しさや被災者の事由についての問題には震災直後の混乱もあって、また、職員の派遣には現地での身分保障とか安全などの問題から、必ずしも実現しておりませんが、今回は全く規模が違います。単なる大震災ではありません。地震学者の石橋克彦さんは「地震列島の海岸線に54基もの原発を林立させている愚かさを今こそ悟るべきである。」と警告を発しておりますが、曾我村長が天災でなくて人災だと定義する原子力発電所の想定外の、絶対安全なはずであった原子力発電所の想定外の事故が、まさに被災地の住民の不安を、さらに大きくしております。報道では余り伝わってきませんが、長期になり、恐らく新学期からの勉強に大きな支障があるとしたら、被災地の子供たちのホームステイとか、空き教室を使った移動教室なども援助になるのではないのでしょうか。阪神大震災の折にも、里親制度にかわるものとして、ホームステイは神戸のほうに伝えたようですが、また、一時的な避難のための移住が全国的な規模で行われております。中川村も、至急に、そのための費用を含めて体制の整備をしたらどうかと思います。

また、美しい村連盟に加盟している福島県の飯舘村は、減圧事故による室内待機の30km圏内にあり、飯舘村の被害情報にも避難場所での物資の不足などが報じられています。せっかくの同じ連合の仲間の村でありますので、何らかの援助が必要だと思うのですが、何かコンタクトはとられているのでしょうか。そのこともあわせて、義援金以外でも予算を伴う援助策を考えているかどうか、村長の考えを質問いたします。

○村長 ご質問のとおり、特に津波の被害ということも、あれだけの被害があって、地域が本当に丸ごとで壊されてしまったというような状況があって、そこに、また生活の基盤を築いていくというのは非常に大変なことだろうし、また、塩水の害とかですね、それから、また津波の心配とか、いろんなことが、被災されて幸いにも生き残っても、そういう心配が絶えないことだと思います。

それから、また、放射能、原発のほうの事故といいますか、そちらに伴うところの放射能の害というものは、なかなか、その半減期も、物によっては大変長いというようなことで、また、消費者のほうの信頼感といいますか、安心感というのも非常にダメージを受けて、農業等々の立ち直りというのも大変な長い時間がかかるかというふうに思います。

ということで、これから、被害に遭われた方々が、その場所を移してですね、違う場所で、しばらくの間になるのか、どれくらいの長さになるのかわかりませんが、生活の基盤を立て直していくという、そういうことが必要になってくるというふうに思っています。

先週から既に、県のほうからですね、村の中で、被害をした方々をどれくらい受け入れられるのか、どういう体制がとれるかというような問い合わせが来ております。ちょっと、初めのうちは、その受け入れといってもですね、その体育館の中ですね、本当に避難所のような形で受け入れるのか、あるいは、もう少し落ち着いた形で家族ごとにプライバシーも持ちながら暮らせるような体制である程度の期間を考えるのか

っていう、その辺が、ちょっとはっきりしていなかったところがあったし、まだ、その状況は続いています、だんだんと、その辺の、どういう形での引き受けが何人ぐらいというふうな形の、何ていうか、その引き受けの形ごとの引き受け可能人数の問い合わせ等々も来ています。それから、また、1人1日につき、国のほうからは4,000円相当の特別交付税措置をするというふうなこととかですね、いろいろ、そういう国・県の、県のほうからも、ちょっと詳細は、また総務課長のほうから、ご説明、必要であればさせますけども、そのような話も聞こえてきています。ただ、じゃあ、医療とかはどうするのかとか、子供たちの教育、どんなふうにするのかとか、いろいろ細かいところは、まだ見えない部分が多々あるわけでございますけども、そういうような状況で、一つには、まだ不確かな部分もあるけれども、村のほうで、こういう場所があって、ここには何畳の裏に畳の間があって、そこに何人ぐらい、何家族ぐらい引き受けられるというふうなことは既に県のほうに言っています。

ただ、それだけではなくて、一つは、この間、毛布をお送りしたのも、駒ヶ根市さんが海外協力隊の関係で二本松と友好姉妹都市提携をされておるといふふうなことのご縁で二本松のほうに毛布を送ったわけなんですけども、二本松市も、今、津波は襲われなかったけども、原発から逃れてくる方々がたくさんいらしておるといふふうなことで、あふれかえっているというか、てんてこ舞いの状況というふうな話でございます。したがって、もし、二本松からですね、駒ヶ根市さんのほうで引き受けるというふうなことになれば、伊南の中川として、中川村も引き受けるというふうなことは考えられることとございます。

それから、今、議員のほうからお話がありましたように、飯舘村のほうが日本で最も美しい村連合の仲間のところであるというふうなことで、連合のほうからも、いろいろ、できることをみんなでやろうというふうな声がかかっています。それについては、連合の先輩である大鹿村さんのほうとも連絡とりながら、単独で飯舘をと話をするというのも、向こうもなかなか大変なこと、大変な状況でしょうし、ちょっと大鹿村さんで窓口になっていただいて、一本化していただいて、そちらで一緒になって、もし何かできることがあれば、こちらに引き受けるっていうふうなことになれば、そういうふうな形でやっていきたいなということで、少し話を始めているというふうなところとございます。

特に、放射性物質については、お腹の大きな妊婦さんとかですね、それから幼い子供とかのほうに害が受ける可能性が高いということなので、個人的には、そういった方々で避難を望んでいらっしゃる方々なんかを受け入れられたらいいのかなというふうなことを思っています。

ただ、現地の要望とか、実態とかっていうふうなことも、まだ、返事というか、状況がこちらに伝わってきている段階に、まだ至っておりませんので、今後、また、状況に応じて、どういう対応をすればいいのかを考えて、また、議員の皆さんのご意見もお聞きしながら取り組んでいくことになるかと思っておりますので、引き続き、また、よろしく願いいたします。

○7 番 (湯澤 賢一) 総務課長のほうで何か情報がありましたら、今、村長からお話ありましたので、一言お願いします。

○総務課長 村長のほうで村の被災があった11日以降の対応、概要があったわけですが、村としましては、先ほど申しましたとおり、二本松のほうへ、即、300枚の毛布を職員が運んだという対応をしております。

それから、義援金の募集につきましては、先週の月曜日から社会福祉協議会のほうへお願いをして、各地区へ総代さん、それから日赤奉仕団の皆さんに募金のお願いをして、現在、取りまとめをしていただいている状況であります。

それから、支援品につきましても、県のほうの15品目を対象に、水以外、村では14品目、水を抜いた14品目を義援品としてお願いをしたいということで、先週から取り組みを始めております。これにつきましては、県のほう、きょうで取りまとめを中止をするというような新聞報道があるわけですが、当初の計画どおり26日まで、村としては義援品の取りまとめをしながら、県は、集まった物は現地へ届けていただけないという返事もいただいておりますし、ピンポイントで、その後、集まった物を村が、その困った所へ配布をするとか、そういうことにつきましては、今後、検討して、困った所へ配っていきたい、そんなふうを考えております。

それから、調査につきましては、県から、特に被災者の方も受け入れの調査が来てございます。村としまして、先週、受入可能としまして、村民住宅というか、教員住宅をも含めてでございますが、村営住宅を含めて6戸が受入可能ということで、最大27名の方が受入可能ということで、先週、県のほうへ回答をしてございます。さらに、今週になりまして、きょう、県のほうから、再度、調査が来ております。それにつきましては、あした以降、また、受入可能な施設は調査をしまして報告をしていきたいということで考えております。

これまで取り組んでおります状況は以上でございます。

○7 番 (湯澤 賢一) さまざまな取り組みに前向きに取り組まれているという様子が、よくわかりました。

義援金500万円、今回、ですが、必要があれば、また、お金がかかることにつきましても前向きに取り組んでいただきたい、このように、本当に、この折に臨んでお願いして、私の質問を終わります。

○議長 ほか質疑・討論はありますか。

○5 番 (村田 豊) 今回の未曾有な災害については、非常に目を見張るものがあるわけですが、私も要望を含めた質問事項と、それから、義援金に対して賛成の立場で討論という2面をお願いをしたいと思います。

特に、先ほど7番議員のほうから、それぞれ発言がありましたけれども、私も、先日の全協の折にトータルの部分の配慮をしていく必要があるんじゃないかというようなことを申し上げたわけですが、その中には、あの次の日から、下伊那においては、もう飯田市が受け入れた100人くらいの者を下條、泰阜、豊丘で、すぐ、それぞれ支援、被災者の受け入れが実施されてきておりますので、今、話がありましたような内

容、非常に心強く感じましたけれども、ぜひ、この支援者の受け入れということに対しても積極的に取り組める部分は取り組んでいただきたいというふうに思いますが、ただ、問題は、それについては、きょうも新聞を見ますと、県のほうで5,000円というのは、今の話を聞くと、国の4,000円と1,000円が加わった5,000円なのかなあと、食材の費用助成をするというようなことも出ておりましたけれども、ぜひ、予算立てが必要な部分があると思います。そういう点では、今回の義援金プラスになる部分についても、できるだけ早い時点で、そんな点の提示をいただければ、それぞれ、また、参考にしながらしたいと、検討をさせていただいて賛成をしていきたいと思っております。

ただ、こういうときは、国へ訴えることと、それから、被災地の支援をすることがまず一番ですけど、国へ訴えることと、それから、まず、こういった震災を見る中で、村としてどのような対応をするかということも、一度、見直しをする必要が、ちょうどいい時期だと思いますので、そういう点では、今回、こういった地震災害を想定した、村内として、村として、地区として、各家庭として、どのような対処をしていくことが必要かということも、この際、やはり再構築、見直しをして再構築をしていくことが必要じゃないかというふうに感じますので、そんな点は、ぜひ早い時期に取り組みを行政中心となってしていただけるように、この点をお願いをしたいということも、まず、お願いをしたいとか、要望ということで、早急の取り組みをしていただけるかどうか、これ、お聞きをしたいと思っております。

それから、義援金については賛成の立場で討論をしたいと思っておりますが、特に、ちょうど、くしくも50年前の三六災害の50周年、50年というようなことで、伊那谷を襲ったこの梅雨前線豪雨というのは、今回の場合は、海からの被害を見ますと、また違った山間部の、言ってみれば悲惨な体験となったわけなんですよね。その折には、全国、先日もお聞きしましたけれども、全国から非常に温かい心のこもった支援が寄せられたというようなことで、特に近隣町村の中でも大鹿、中川は、この恩恵に非常に浴したんじゃないかというふうに感じます。そういう点では、村が出せる範囲は出していてもいいんだというようなことを、村民の皆さんにお聞きを何人かにしたわけですが、近隣町村と、額、違っていいと思うよと、当然、前回の50年前の三六災害のお礼を含めた意味で、村が出せる範囲で浄財を義援金として出していいんじゃないかというような意見もお聞きをしておるわけですので、私は、近隣町村と当初は比較をして、村民の理解を得られるような額がいいんじゃないかということも、ちょっと申し上げましたけれども、当然、違っていいと、あのお礼を含めた気持ちが金額の中に含まれていくということになれば、村民の皆さんも、当然、理解をしていただけないというふうには、それぞれお聞きをする中では感じましたので、恩返し、尊い浄財ですけど、恩返しのできることを感謝をしながら、賛成、義援金に対する賛成討論とします。

○村 長 ご質問というか、ご要望というか、災害時の対策に対する体制、対策について、もう1回、見直しを早くしておかなくてはいけないのではないかとこのふうにご意見をいただきました。

特に今回の場合は、地震等々につきましては、当然、村も、その危険の地域の中の一部というふうなことで、これまでも防災計画等々についても想定しているつもりではありますけども、何せ今回の原発の事故に伴う放射能の拡散ということについては想定ができていないかな、日本中、ほとんどのところが、そういう状況だと思います。先ほど7番議員のおっしゃったかな、浜岡が、今、確か100km ちょっとの距離かというふうに思って、それが一番近いのかなというふうに思っているところですけども、いろいろ心配する村民の皆さんからの声も既に聞こえてきているところもありますし、南風が吹けば、当然、そういう放射性物質が飛んでくる距離だというふうに考えております。そういうことで、その辺についてもですね、また新たな指針が国のほうからも出されるというふうに違いないというふうに思いますし、また県等とも相談しながら、ちょっと今まで想像していなかった部分ですので、今の事例も含めて、指導も受けながら取り組んでいかななくてはいけないなというふうに感じておる次第でございます。

○議長

ほかに質疑・討論はありますか。
質疑・討論をなしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。再開を3時20分といたします。

[午後3時03分 休憩]

[午後3時20分 再開]

○議長

休憩前に引き続き会議を再開します。
日程第14 陳情第1号 「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の採択を求める陳情書

を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

○文教厚生委員長

それでは審査結果の報告をいたします。

陳情受理番号1号、「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の採択を求める陳情について、去る3月2日、議会本会議において厚生文教委員会に付託をされました受理番号1号、「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の採択を求める陳情について、去る3月7日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと、保健センターの唐澤保健師の助言も含め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、18歳～65歳未満で脳を特定疾患異常で損傷した若年脳疾患の場合、児童福祉法と介護保険法の適用にはなりません。そうした損傷者に対して、現在の法制度では脳自体の損傷に着目した適切なりハビリテーションの機会が十分与えられて

おりません。特に若年の植物疾患者は、医学の進歩により回復の可能性が飛躍的に高まっているにもかかわらず、十分な手立てがつかされてい実感であり、現行の障害者制度では脳機能の回復は阻害されております。このような状況を解消するためにも、脳損傷者支援法(仮称)の速やかな制定を求めるというものであります。

審査の過程では、委員から「重症患者の回復のためには手厚いリハビリが必要である。現行の障害者制度では脳機能の回復は阻害されている。弱者救済の上からも、社会復帰支援の上からも、脳損傷者支援法(仮称)を求める趣旨に賛同する。」との意見が出され、結果として全員一致で採択となりました。

以上、報告といたします。

よろしくご審議をお願いします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長

質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成です。よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第15 陳情第2号 「住宅リフォーム助成制度」創設を求める陳情書を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

3月2日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第2号「住宅リフォーム助成制度」創設を求める陳情書につきまして、去る3月7日、第1委員会室において全委員出席のもと慎重に審査しました。

結果は、全員一致で採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「陳情の提出先は、財源の関係から、村でなく国や県がよいのでは。」との意見もありましたが、「地域経済の停滞する状況下では、村民も、耐震を含め、住宅リフォームに一步踏み出せないでいる。他市町村の取り組みでも効果を上げており、中川村でも活用できる制度として設けることがよい。」との意見で採択されました。

以上、報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

○議長 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 質疑・討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
 日程第16 陳情第3号 ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成実施を緊急に求める陳情書を議題といたします。
 本件は厚生文教委員会に付託してあります。
 厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○厚生文教委員長 それでは審査結果を報告いたします。
 陳情受理番号3号、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成実施を緊急に求める陳情について、去る3月2日、議会本会議において厚生文教委員会に付託をされました受理番号3号、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成実施を緊急に求める陳情について、去る3月7日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと、福祉センターの唐澤保健師の助言を含めて慎重に審査を行いました。
 審査の結果は採択であります。
 陳情の趣旨は、国は2010年度の補正予算で11月26日から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを2012年3月31日まで緊急促進臨時特別交付金処理がされます。それ以降は、任意接種のため、市町村や子育て世代の大きな負担となります。
 そこで、要望として、特にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種を希望する対象者には、安全なワクチン接種関係を確立するとともに、定期予防接種として法に位置づけ、公費により恒久的に実施できるよう国と中川村に求めるというものであります。
 審査の過程では、委員から、細菌性髄膜炎は、乳幼児の死亡や後遺症から救う手立ての上からもワクチン接種が必要であり、ほかのワクチン接種と死亡との因果関係を解明をして法に位置づけ、対象者が高額な接種負担にならないような財政支援の必要性が意見として出され、結果として全員一致で採択となりました。
 以上、審査報告であります。
 よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議長 委員長報告を終わりました。
 これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

○議長 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 質疑・討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長の報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。
 日程第17 発議第1号 「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議長 趣旨説明を求めます。
 ○3番 (藤川 稔) それでは、私から発議第1号、「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書の提案説明を申し上げます。
 なお、説明につきましては、お手元に配付されております案文の朗読によりかえさせていただきます。
 「脳損傷者支援法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書
 脳損傷者とは、事故や病気など後天的な事由で脳に損傷を受け、何らかの障害を後遺している人を指します。その中で、若年脳損傷者とは18歳以上で介護保険法の適用が受けられない年齢のときに、交通事故、脳腫瘍、心肺停止など後天的理由で脳を損傷し何らかの障害を有している人を指します。
 18歳未満の脳損傷は児童福祉法の適用が受けられます。65歳(40歳)以上の脳損傷は介護保険法の適用が受けられます。脳血管疾患など特定疾患は、40歳以上65歳未満でも介護保険の対象となります。しかし、18歳以上65歳未満で脳を特定疾患以外で損傷した若年脳損傷者の場合、児童福祉法と介護保険法の適用に当てはまりません。
 身体障害者福祉法は、脳機能は正常と仮定して、症状が固定した身体機能の障害状態のみを援護の対象とします。精神保健福祉法は、身体機能は正常と仮定して、脳機能の障害状態のみを援護の対象とします。
 我が国の法制度では、脳損傷による後遺障がいのように、現在も回復の途上であり、症状が固定していない身体機能障害と肝機能障害が重複した障害について確たる法的根拠がありません。このため、脳損傷者には脳自体の損傷に着目した適切なリハビリテーションの機会が十分与えられていません。特に若年脳損傷者は、制度のはざまに置かれ、その機会さえ与えられないケースが多く起こっています。とりわけ、若年の植物症患者は、医学の進歩によって回復の可能性が飛躍的に高まっているにもかかわらず

らず、十分な手当が尽くされず、見捨てられているのが実態です。症状固定が前提とされる現行の障害者制度では、機能維持のためのリハビリテーションの機会さえ保障されず、脳機能の回復は阻害されています。

よって、国においては、若年脳損傷者実態の把握と若年脳損傷者支援にかかわる有力な制度として「脳損傷者支援法」（仮称）の速やかなる制度を強く求めます。

なお、本案は地方自治法第99条の規定により提出するものです。

議員各位に置かれましては、趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第2号 「住宅リフォーム助成制度」創設を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○6番

（大原 孝芳）では、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

「住宅リフォーム助成制度」創設を求める意見書

日本経済の長引く低迷で、住宅の補修や高齢化に伴う改築をためらう家庭は少なくなく、建築関連業界の疲弊も著しいものがあります。さらに、地域の家計と産業の低迷は地方自治体の税収減にもつながっています。

こうした事態の打開に向けての緊急経済対策として「住宅リフォーム制度」を実施することは、地域における住宅関連産業が果たす役割の大きさと行政における住民の住環境改善、エコ対策に資する観点から、全国で広く実施され、歓迎されてきたものです。実施結果によっては、消費購買力低迷のもとでも行政による効果的な景気刺激策があれば大きな経済効果が生み出し得ることも示されています。

郡下においても幾つかの町村で実施に向けての準備が進んでいます。

以上のことから、中川村においても住宅リフォーム助成制度を早急に実現することを要望するものです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第3号 ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種が恒常的に行われるよう予防接種化を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○5番

（村田 豊） それでは、発議3号のヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種が恒常的に行われるよう予防接種化を求める意見書を朗読を申し上げます。

国に対する意見書と村に対する意見書がありますので、よろしく願いいたします。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種が恒常的に行われるよう予防接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、毎年約1,000人の乳幼児がかかる病気で、死亡率5%、後遺症の残る率は20%とされています。重篤な状態になって初めてわかる恐ろしい病気です。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを定期接種化した国々では、細菌性髄膜炎は発症率が激減したとされています。

日本では、ヒブワクチンを2008年12月によく接種できるようになり、2010年11月26日から2012年3月31日まで緊急促進臨時特例交付金措置されましたが、その以降は任意接種のため4回接種で約8万円もかかり、子育て世代には大きな負担となります。

現在、2つのワクチンの同時接種、他の定期予防接種と併用した乳児の死亡例を受けて死亡事故とワクチン接種との関係が不明として接種を中止しているところですが、細菌性髄膜炎から子供たちを守るために以下のことを緊急に要望します。

1つとして、細菌性髄膜炎による乳児の死亡、後遺症から救う手立てとしてのワクチン接種は必要であり、他のワクチンとの接種関係を解明して安全なワクチン接種体系を確立するとともに定期予防接種として法に位置づけること。

2つ目として、高額な接種費用がかかることを踏まえて、次世代が健やかにはぐくまれるよう継続的な財政支援を行うこと。

それでは、もう1案、意見書として、村のほうへ意見書として出す内容を朗読をいたします。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種が恒常的に行われるよう予防接種化を

求める意見書

国は、2010年度補正予算に子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種のための緊急促進臨時特例交付金1,085億円を計上し、2010年11月26日から適用を開始しました。(2012年3月31日まで)

都道府県が交付金によって基金をつくり、実施自治体は市町村で、2分の1が補助され、補助の対象は実施した市町村のみとなります。

国で緊急措置されたこの3つのワクチン接種に自治体ごとの格差があってはなりません。希望する全対象者がこれらのワクチンをお金の心配なく接種できるようにするため、子育て支援策として中川村でも実施することが求められています。

現在、2つのワクチンの同時接種、他の定期予防接種と併用した乳児の死亡事例を受けて死亡事故とワクチン接種との関係が不明として接種が中止されているところですが、細菌性髄膜炎から子供たちを守るために以下のことを緊急に要望します。

1つとして、細菌性髄膜炎による乳児の死亡、後遺症から救う手立てとしてのワクチン接種は必要であり、他のワクチンとの接種関係を解明して安全なワクチン接種体系を確立するとともに定期予防接種化を国に要望すること。

2点目として、高額な接種費用がかかることを踏まえて次世代が健やかにはぐくまれるよう継続的な財政支援を行うこと。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第4号 福島原発事故と原発行政の見直しを求める意見書の提出
について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○7番

(湯澤 賢一) それでは、案文を朗読いたしまして趣旨説明にかえさせていただきます。

福島原発事故と原発行政の見直しを求める意見書

3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、その犠牲者は万人単位となり、地震、津波及び火災に加えて原

発事故が重なる大複合災害となりました。全国的な被災者救援、復旧活動が求められ、日本政府の誠実な責任ある迅速な対処が求められています。

東京電力福島原発の事故は日本で未曾有の事故となっており、高濃度の放射性物質が広範囲に飛散、拡散することが危惧されます。原発から半径30km圏内の住民の避難対策が行われている事実は、これまでの原子力行政において安全対策をなおざりにして原発を推進してきた結果です。安全神話と決別し、地震や津波に対する対策の抜本的見直しと全国の原発の総点検を行い、安全最優先の原子力行政に転換することが求められています。

チェルノブイリ原発事故から25年を経た今も30km圏外も含めて高濃度汚染のため廃村となった村は約500あり、事故以前の生活に戻っていません。

また、3月15日の夜には中部電力浜岡原発の静岡県東部でマグニチュード6.4の地震が発生しています。

不測の事態に備えるためにも原発行政の見直しを強く求めます。

記

1 福島原発事故への対応は国の責任のもとで実態の把握と危険の拡大防止、安全対策に全力を挙げること。

2 被災関係住民はもとより、国民に対して機敏で正確な情報を伝え、それを公開し、不安の除去に徹すること。

3 過酷事故の事実を照らし、厳格な規制機関を直ちに創設することとし、過酷事故が起きることを想定した緊急時の防災計画をつくること。

4 プルサーマル計画は全面的に撤回し、原発中心のエネルギー政策を改め、自然エネルギー利用など根本的な転換を図ること。

5 東海、東南海、南海地震の巨大地震が懸念される地域に位置する中部電力浜岡原発の代替案を検討、実施し、早急に運転を停止させること。すべての原発について安全・総合点検を実施すること。

以上であります。

時間のせっぱ詰まった中でのことで申しわけありません。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

○3番

(藤川 稔) 現在、福島原発事故におきましては、事態の收拾について関係者の懸命な努力と対応が継続されていることにかんがみまして、この時期に提出すること、また、意見書の内容も事態の推移によっては変化してくるものと思うところでありまして、もう少し時期を見極めた上での提出することが妥当と考えましたが、議会開会中でもあり、タイミングを尊重いたしまして考えております。

今、意見書の朗読をいただきましたけれども、この記の5番の中に、中ほどに「早急に運転を停止させること。」という文言がうたわれております。心情は理解できます

けれども、社会的インフラがストップすることで、また混乱を招くというようなことも考えられます。できれば、この「早急に運転を停止させること。」という文言を削除し、修正を加える必要が少なからずあるかなと、例えば、その前置きの中で「中部電力浜岡原発の代替案を検討、実施し、」これを削除し、次の「すべての原発について安全・総合点検を実施すること。」あるいは「代替案を検討、実施し、その後、運転を停止させること。」そのような文言で置きかえができないかどうか、その点について、議運の中でどのような議論があったのか、提出者の湯澤賢一議員に質問をしたいと思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 非常にせっぱ詰まった問題がありまして、これは、議運の中でみんなの意見として出た意見ではありませんが、例えば、地震発生というようなこと、今、あちらであったから10年は大丈夫という話では絶対ない。ちょっと言いましたが——全協のほうでも言いましたが、四国のほうで大地震があつて、1ヶ月もしないうちに、江戸——江戸時代ですね、東京であったと、これは、いつあるかわからない。だから、とりあえず、代替案を検討し、もう、今、本当に不安なわけですね。それで、しかも、浜岡は、東海地震の、まさに、その圏内にあるわけです。それは、もう、いつ起こってもおかしくないというような状況にあるわけでありまして、これについての住民の不安っていうのは相当のもんだらうと思うわけです。今度、また、その不安を見せつけられたわけですね。だから、こうした意見を上げていく、議会として上げていく、もう直ちにやめろと、とめろと、むしろ積極的に私は思うわけでありまして、「代替案を検討し、実施し、」というふうな形でいたしました。

実は、これについては、平成15年、私どもの先輩の議員たちが——議員の皆様方が、これについて、ことに、そのときには浜岡原発と名指しで、これをとめろというふうな意見書を上げております。全員一致で——議会全員一致で上げております。それは一つの中川村の議会の伝統かなと、私は非常に誇りに思うところでありますが、そういうようなことで、早急に運転を停止させるというふうなことを取らないように、これを、ぜひ、やっていただきたいと、提案者として、そのように申し上げます。

○議 長 ほかに質疑・討論ありませんか。

○6 番 (大原 孝芳) 私は賛成の、意見書に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。まず、突如出てきた意見書でございますが、非常に村民からも多くの方から、浜岡、一番近い所は、さっきも村長から話がありましたように、一番、浜岡原発が一番近いということもありますし、また、毎日の報道の中で、津波も当然でございますが、放射能の、そうしたみたいなのを、ひしひしと毎日、私たちはテレビで見、また、幼い子供たちも、そういった報道におびえて、保育園の先生なんかに聞きますと、なかなか落ち着かない子がいっぱいいらっしゃる、非常に危機的な状態でございます、当村議会においても、この機に、こういった意見書を提出できるということは、非常にタイムリーであるし、なおかつ大きな意義があると考えます。

私たちは、みんな、原発については、賛成の意見、また、反対の方、いろんな意見がございますが、この惨状を見ますと、そういった考えの違いではなくて、本当に人

の命が侵されるということの危機感を、今回、国民が本当に共通認識したんではないでしょうか。それをもって、今回のこの意見書を、ぜひ、私は提出をしたいと考えます。

以上。

○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 私は、ただいま提出されました福島原発の事故を踏まえての賛成の意見といたします。

今回の地震であります、いろんな分野で想定外という言葉が出てきます。

きょうの新聞に載っておりますけれども、約100年前に三陸沖でもって高さが20数mという津波が来たという報道がありまして、当時、2万余という多くの方々が亡くなれてきております。当時は原発がなかったものですから、その災害の復興の後が復興されまして、現在に至っております。

今回は、その当時の津波に比べまして大分低い10数mと聞いておりますけれども、これも大きな津波であります。しかし、ここに原発があったことによって多くの方々が想像以上の犠牲を強いられておると、こんなように考えております。

こうした中で、もし、この浜岡原発の付近で本当に想定をつかないような津波があったならば、また今回のような想像もつかない惨事が発生すると思います。

また、原発の鎮静に当たりまして、多くの消防、自衛隊、警察、関係各位が自分の命を顧みずに頑張っている姿を見ましては、本当に頭の下がる思いがします。

そういったことから、この機に、この意見書を出すことは、非常にいいことだと思いますので、賛成のほうから意見を述べます。

以上です。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、福島原発事故と原発行政の見直しに求める意見書に賛成の立場で発言したいと思います。

東北地方を襲った未曾有の大地震と津波によって亡くなられた方や災害を受けた方たちが非常に毎日のテレビの報道の中で言われて、その中で、この原発事故ということで、この大勢の人の命を亡くした津波の被害に、ややもすると、この大きな原発事故が薄れがちのような形としてとらえられておるわけですが、この原発事故が単独だけで起きた事故だと、もっと日本中が大騒ぎになるというような大きな事故だというふうに思います。外国では、相当大きくとらえておって、この原発に対しても見直しをするというふうな首相、国の代表等の意見等も聞かれておりますし、この意見書の中にも出ておりますように、静岡東部で起こったマグニチュード6.4の地震、まず、この中川村の村民の中から、この原発に対する不安の声が聞こえてきたというのは、あの地震が幸い浜岡原発には被害がなかったと言うけれども、この天竜川、南風に乗って、この伊那谷に来た場合には、私たちの命もわからんというふうなことを考えたというふうに思います。

福島原発の中でも原発の炉を守るために海水を早く投入するという判断ができなんだ経営者側の、そういった身勝手な判断というふうなことも外国の中でも取りざたさ

れておりますし、村民の方たちの意見を聞いても「あれは、やっぱ、まずいんじゃないかねか。」というような怒りの声を聞いております。

そういった意味で、今、原発が非常に問題視されておるこの時期に、村民の多くの人たちの、そういった不安やいろんな声を、議会としても国、関係機関に意見書として出していくことは賛成だというふうに思います。

以上で発言を終わります。

○議 長 ほか質疑・討論はありますか。

○5 番 (村田 豊) 私は、趣旨に対しては賛成をいたしますが、現在、福島原発等を見ておっても、6号までである中で、停止をしておった部分が既に危険にさらされておるような状況が出ております。そういう点では、文言を、先ほど3番議員からありましたように、文言を一部訂正をして賛成をしたいと思います。

5番のところについて、先ほど3番議員からありましたように「早急に運転を停止させる」ということばかりでなくて、この部分を削って「実施し、早急にすべての原発について安全・総合点検を実施する」と、特に安全策を講じていただかないと、幾ら停止しても今回のような大きな被害があると、既にああいった不安材料が出てくる、あるいは危険度が上がってくるということ等がありますので、そういった文言を削除して追加をしてってということで、賛成としたいと思います。

○議 長 ほか質疑・討論はありませんか。

ここで暫時休憩いたします。

[午後4時28分 休憩]

[午後4時55分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

あらかじめ申し上げますが、本日の会議時間は日程の都合により延長いたしますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

ほか質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑・討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

を議題といたします。

議会運営委員長から、議会議事規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付されました事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 平成23年中川村議会3月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

3月定例議会というのは、来年度の村政の運営方針、そしてまた来年度予算をお諮りいただく大変重要な、分けても重要な議会でございます。そのため、大変長い日数にわたってご審議をいただきまして、本当にお疲れさまでございました。

また、提案いたしました議案につきまして、いずれもご承認を賜りまして、本当にありがとうございました。

3月議会、始まる前には新燃岳の噴火があつて、美しい村連合の仲間でもあります高原町初め周辺の市町村が火山灰によって大変な被害を受けるということがございました。

そしてまた、この議会中には、ただいまの発議4号でもご議論をされましたところの東日本大震災があつて、大きな地震、そしてまた大津波、そして、その後、さらには原発の事故ということで、大変な事態に立ち入っておるわけでございます。

村民の皆さんからも多くの義援金、また支援物資が寄せられておりまして、議会の皆さん方からも同様に支援をいただきまして、大変感謝を申し上げる次第でございます。

高原町と同様に美しい村連合の仲間でありまして、福島の飯舘村、福島県相馬郡でございますけれども、そちらにつきましては、第1原発から20km～30kmの間、要するに屋内退避というような所に一部がひっかかっているというようなことでございまして、また、原乳、牛の乳のほうですね、放射物質に汚染をされておることが判明したということで、そちらの方についても大変な状況になっておるというふう聞いております。まさに身近な町村が、そういう事態に陥っているというふうなことでありまして、中川村としても人ごとではないという、大変危機感を感じる次第であります。

農業のみならず、いろいろ、電気のこと、あるいはエネルギーのこと、日本の産業基盤そのものが大変大きく揺るいで――揺るがされておるわけでございますし、また、我々自身の物の考え方というものも、もう一度考え直していかなくてはいけない状況にきているのかなというふうに思います。

こういう中ではですね、心配されておったTPPも、もはや取り組める状況ではなくなったのではないかなというふうに思っておるところでございます。

今後は、一般質問等々でも、また、本日もご質問いただきました被害に遭われた皆さん方がどういうふうな日常生活を取り戻していくか、そのために中川村としてどういう協力をしていくかというふうなことも考えていかなくてはいけないというふうに思っております。特に放射能の害を受けやすい妊婦さん、そしてまた、ちっちゃな子

供たちとか、そういう弱い人たちについてどういうことができるのか、また議会の皆さん方のご意見も聞きながら取り組んでいきたいというふうに思います。

そして、発議4号でもございましたとおり、浜岡原子力発電所、東海地震の震源域の真ただ中にあるというふうなことで、先週にも、実は、農業経営者の方が役場のほうに見えまして、「大変心配である。」と、「安全対策云々という前に、とにかく、まず、とめてもらうことはできるのか。」というふうなご意見をいただきました。私も、いろいろそのお話を聞いてから調べたところですね、いろんな活断層があるんだということ、それから、当然のことながら、マグニチュード9クラスの地震というものは、そもそもの設計段階から想定されていないということ、そして、今回の地震が起こる前からですね、津波に対してはちゃんとした守りがされていないというような指摘を受けて、津波対策ということの計画もされておったと、その計画が今回の津波の規模まで想定しているかどうかわかりませんが、そういったさまざまな問題が以前から指摘されていたというふうなことを勉強したところでございます。今のご議論でもございましたように、いろんな、電気をとめることによってどういう影響があるのかとか、いろんなことも図っていかなくてはいけないと、議論していかなくてはいけないというふうに思います。そしてまた、そのことのみならずですね、村民の安全を守り、そして安心して暮らしが受け継いでいられるような村づくりというふうなことに、これからはしっかりと考えていかなくてはいけないなという、そういう思いを、本当に、この報道、テレビの画面を見るにつけ、思いを新たにしたところでございます。ぜひ、議員の皆様方からもさまざまなご意見をいただきながら、いろいろ間違いのない対応をしていかなくてはいけないと思いますので、今後とも、ぜひ、協力し合って、いい村づくりをしていきたいというふうに思います。

3月定例議会、本当にありがとうございました。

ご苦労さまでございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって平成23年3月中川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後5時05分 閉会]

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____